

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後				改正前			
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
〔備考〕 (省略)				〔備考〕 (同左)			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
き	基準価額  (省略)	○第 98 条関係 <u>2</u>  (省略)	公売財産の時価に相当する価額 (消費税及び地方消費税相当額を 含んだ価額。)  (省略)	き	基準価額  (同左)	○第 98 条関係 <u>1</u>  (同左)	公売財産の時価に相当する価額 (消費税及び地方消費税相当額を 含んだ価額。)  (同左)
こ	公売特殊性減価  (省略)	○第 98 条関係 <u>3</u>  (省略)	公売の特殊性を考慮した減価  (省略)	こ	公売特殊性減価  (同左)	○第 98 条関係 <u>1</u>  (同左)	公売の特殊性を考慮した減価  (同左)
さ	最高価申込者等  (省略)	<u>第 79 条関係 8 - 3</u>  (省略)	最高価申込者及び次順位買受申 込者  (省略)	さ	最高価申込者等  (同左)	<u>第 106 条関係 1</u>  (同左)	最高価申込者及び次順位買受申 込者  (同左)
し	市場性減価  (省略)	第 98 条関係 <u>2</u>  (省略)	公売財産の種類、性質などに より市場性が劣ること等による固有 の減価  (省略)	し	市場性減価  (同左)	第 98 条関係 <u>1</u>  (同左)	公売財産の種類、性質などに より市場性が劣ること等による固有 の減価  (同左)
に	入札等  (省略)	<u>第 79 条関係 8 - 3</u>  (省略)	公売財産の入札又は競り売りに 係る買受申込み  (省略)	に	入札等  (同左)	<u>第 100 条関係 5</u>  (同左)	公売財産の入札又は競り売りに 係る買受申込み  (同左)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 9 条関係 強制換価手続の費用の優先</b></p> <p><b>配当すべき金銭</b></p> <p>2 (省略)</p> <p>(1) 滞納処分(その例による処分を含む。以下同じ。)の場合は、法第 128 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる金銭(法第 129 条第 1 項参照)又はこれらに準ずる金銭(第 128 条関係 5 参照)</p> <p>(2)～(9) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 15 条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</b></p> <p><b>(私署証書)</b></p> <p>30 法第 15 条第 2 項第 2 号の「私署証書」とは、私文書をいい、登記所又は公証人が認証し、その認証の年月日等の記載がされた契約書等がある。公正証書以外の文書はすべて私署証書であって、当事者の作成したものであるか、第三者の作成したものであるか、作成者の署名押印があるかどうかを問わない。</p> <p>(注) 登記所は、当事者の請求に基づき私文書である「担保差入書」等に確定日付のある印章を押し(民法施行法第 5 条第 1 項第 2 号)、確定日付簿にその旨を記入することとされている(確定日附簿及び日附印章調製規則参照)。</p> <p><b>(内容証明を受けた証書)</b></p> <p>31 法第 15 条第 2 項第 3 号の「内容証明を受けた証書」とは、郵便法第 48 条第 1 項《内容証明》の規定により、内容証明を受けた文書をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 9 条関係 強制換価手続の費用の優先</b></p> <p><b>配当すべき金銭</b></p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) 滞納処分(その例による処分を含む。以下同じ。)の場合は、法第 128 条第 1 号又は第 2 号に掲げる金銭(法第 129 条第 1 項参照)又はこれらに準ずる金銭(第 128 条関係 5 参照)</p> <p>(2)～(9) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 15 条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</b></p> <p><b>(私署証書)</b></p> <p>30 法第 15 条第 2 項第 2 号の「私署証書」とは、私文書をいい、登記所又は公証人が認証し、その認証の年月日等の記載がされた契約書等がある。公正証書以外の文書はすべて私署証書であって、当事者の作成したものであるか、第三者の作成したものであるか、作成者の署名押印があるかどうかを問わない。</p> <p>(注) 登記所は、当事者の請求に基づき私文書である「担保差入書」等に確定日付のある印章を押し(民法施行法第 5 条第 2 号)、確定日付簿にその旨を記入することとされている(確定日附簿及び日附印章調製規則参照)。</p> <p><b>(内容証明を受けた証書)</b></p> <p>31 法第 15 条第 2 項第 3 号の「内容証明を受けた証書」とは、郵便法第 63 条《内容証明》の規定により、内容証明を受けた文書をいう。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 22 条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</b></p> <p>(国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第22条第1項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第22条第4項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産(国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。)で滞納処分(交付要求及び参加差押えを含む。)により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められるときをいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、<u>平成26・6・27付徴徴3－7「公売財産評価事務提要の制定について」(事務運営指針)</u>に定めるところによるが、次のことに留意する。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 22 条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</b></p> <p>(国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第22条第1項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第22条第4項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産(国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。)で滞納処分(交付要求及び参加差押えを含む。)により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められるときをいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、<u>昭和55・6・5付徴徴2－9「公売財産評価事務提要の制定について」(法令解釈通達)</u>に定めるところによるが、次のことに留意する。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 32 条関係 第二次納税義務の通則</b></p> <p>(納付の手続)</p> <p>8 第二次納税義務に係る国税は、主たる納税者の国税であることを記載した納付書によって、その第二次納税義務者の名義により納付させるものとする(国税通則法施行規則(以下「通則規則」という。) <u>第 16 条</u>に規定する別紙第1号書式備考7参照)。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 32 条関係 第二次納税義務の通則</b></p> <p>(納付の手続)</p> <p>8 第二次納税義務に係る国税は、主たる納税者の国税であることを記載した納付書によって、その第二次納税義務者の名義により納付させるものとする(国税通則法施行規則(以下「通則規則」という。) <u>第 6 条</u>に規定する別紙第1号書式備考7参照)。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</b></p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められる場合)</p> <p>19 法第34条第2項の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」とは、納付通知書を発する時の現況において、信託財産に属する財産及び清算受託者（特定清算受託者以外の清算受託者に限る。）に帰属する固有財産で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、その信託に係る清算受託者に課されるべき又はその清算受託者が納付すべき国税の総額に満たない場合をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、<u>平成26・6・27付徴徴3－7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）</u>に定めるところによるほか、第22条関係4の(1)から(6)までに定めることに留意する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</b></p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められる場合)</p> <p>19 法第34条第2項の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」とは、納付通知書を発する時の現況において、信託財産に属する財産及び清算受託者（特定清算受託者以外の清算受託者に限る。）に帰属する固有財産で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、その信託に係る清算受託者に課されるべき又はその清算受託者が納付すべき国税の総額に満たない場合をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、<u>昭和55. 6. 5付徴徴2－9「公売財産評価事務提要の制定について」（法令解釈通達）</u>に定めるところによるほか、第22条関係4の(1)から(6)までに定めることに留意する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 47 条関係 差押えの要件</b></p> <p><b>差押えをすることができる者</b></p> <p>4 法第47条の「徴収職員」とは、法第2条第11号《徴収職員の定義》に掲げる徴収職員のうち、差押えをする際における納税者の国税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員をいい（通則法第43条第1項、法第182条第1項）、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる徴収職員をいう。</p> <p>なお、滞納処分の引継ぎ（法第182条第2項、<u>第3項</u>、第183条第2項、第3項、<u>第4項</u>）を受けた税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税関（沖縄</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 47 条関係 差押えの要件</b></p> <p><b>差押えをすることができる者</b></p> <p>4 法第47条の「徴収職員」とは、法第2条第11号《徴収職員の定義》に掲げる徴収職員のうち、差押えをする際における納税者の国税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員をいい（通則法第43条第1項、法第182条第1項）、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる徴収職員をいう。</p> <p>なお、滞納処分の引継ぎ（法第182条第2項、第183条第2項、第3項）を受けた税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税関（沖縄地区税関を含む。</p>

改正後	改正前
<p>地区税関を含む。以下同じ。)に所属する徴収職員も、法第 47 条の「徴収職員」に含まれる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押の効力</b></p> <p>(保険金等の配当)</p> <p>17 徴収職員が、差押えに係る保険金又は共済金の支払を受けた場合のその保険金又は共済金に係る金銭は、法第 128 条第 1 項第 2 号《配当すべき金銭》の規定による配当すべき金銭に該当する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 76 条関係 給与の差押禁止</b></p> <p><b>賞与等及び退職手当等の差押禁止</b></p> <p>(賞与等の差押禁止額の判定)</p> <p>13 賞与及びその性質を有する給与に係る債権（以下 13 において「賞与等」という。）については、その支払を受けるべき時における給与等とみなして、法第 76 条第 1 項の規定が適用されるので、賞与等以外の給与等が支給されるときは、これらの給与等と併せて法第 76 条第 1 項の差押禁止額を判定する（法第 76 条第 3 項前段）。</p> <p>なお、上記の場合において法第 76 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる金額についての限度を計算するときは、その支給の基礎となった期間は 1 月であるものとみなして判定する（法第 76 条第 3 項後段）。</p>	<p>以下同じ。)に所属する徴収職員も、法第 47 条の「徴収職員」に含まれる。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押の効力</b></p> <p>(保険金等の配当)</p> <p>17 徴収職員が、差押えに係る保険金又は共済金の支払を受けた場合のその保険金又は共済金に係る金銭は、法第 128 条第 2 号《配当すべき金銭》の規定による配当すべき金銭に該当する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 76 条関係 給与の差押禁止</b></p> <p><b>賞与等及び退職手当等の差押禁止</b></p> <p>(賞与等の差押禁止額の判定)</p> <p>13 賞与及びその性質を有する給与に係る債権（以下 12 において「賞与等」という。）については、その支払を受けるべき時における給与等とみなして、法第 76 条第 1 項の規定が適用されるので、賞与等以外の給与等が支給されるときは、これらの給与等と併せて法第 76 条第 1 項の差押禁止額を判定する（法第 76 条第 3 項前段）。</p> <p>なお、上記の場合において法第 76 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる金額についての限度を計算するときは、その支給の基礎となった期間は 1 月であるものとみなして判定する（法第 76 条第 3 項後段）。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>(差押えに係る滞納処分費)</p> <p>5 法第 79 条第 1 項第 2 号の「<u>差押えに係る滞納処分費</u>」とは、差押えに係る国税の滞納処分費のうち、その差押えに係る財産についての滞納処分費をいう(法第 10 条参照)。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(公売に付しても入札等がなかった場合)</u></p> <p>8-3 法第 79 条第 2 項第 3 号の「<u>入札又は競り売りに係る買受けの申込みがなかった場合</u>」とは、適法な入札又は競り売りに係る買受けの申込み(以下「入札等」という。)がなかった場合のほか、次に掲げる不適法な入札等のみがあった場合も含まれる。</p> <p>(1) <u>見積価額に達しない額による入札等</u></p> <p>(2) <u>公売保証金の提供がない入札等</u></p> <p>(3) <u>入札書に法第 101 条第 1 項に規定する必要な事項の記載のない入札</u></p>	<p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>(差押えに係る滞納処分費)</p> <p>5 法第 79 条第 1 項第 2 号の「<u>差押に係る滞納処分費</u>」とは、差押えに係る国税の滞納処分費のうち、その差押えに係る財産についての滞納処分費をいう(法第 10 条参照)。</p> <p><u>(更に換価に付しても入札又は買受申込みがないと認められる場合)</u></p> <p>6-2 <u>差押財産について、次に掲げる要件のすべてに該当する場合において、更に換価に付しても入札又は買受申込みがないと認められるときは、法第 79 条第 1 項第 2 号に該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>直前の見積価額の決定時点からその財産の価格を形成する要因に変化がなく、また、新たな要因がないと認められる場合等、その見積価額を変更する必要がないこと(第 107 条関係 1-2 参照)。</u></p> <p>(2) <u>原則として、複数回にわたって上記(1)の見積価額により換価に付していること。</u></p> <p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p><u>しても入札等がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるときをいう。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 80 条関係 差押えの解除の手續</b></p> <p>(引き渡さなければならない)</p> <p>6 法第 80 条第 4 項の「引き渡さなければならない」とは、差押えの時に第三者が占有していた動産又は有価証券については、その第三者が滞納者に引渡しをすべきことを申し出ない限り、解除時にその第三者がその財産を占有することができる<u>権原</u>を有しているかどうかを問わず、その第三者に引き渡さなければならず、また、その第三者に引き渡せば免責されることをいう。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 89 条関係 換価する財産の範囲等</b></p> <p>一括換価</p> <p>(一括換価をすることができる場合)</p> <p>4 <u>法第 89 条第 3 項の「相当であると認めるとき」とは、次のいずれにも該当するときをいう。</u>ただし、下記(5)の要件に該当しなくても、当該複数の<u>差押財産</u>が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の<u>差押財産</u>の搬出等に多額の費用を要するとき(例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産)には、一括して換価することとして差し支えない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 80 条関係 差押えの解除の手續</b></p> <p>(引き渡さなければならない)</p> <p>6 法第 80 条第 4 項の「引き渡さなければならない」とは、差押えの時に第三者が占有していた動産又は有価証券については、その第三者が滞納者に引渡しをすべきことを申し出ない限り、解除時にその第三者がその財産を占有することができる<u>権限</u>を有しているかどうかを問わず、その第三者に引き渡さなければならず、また、その第三者に引き渡せば免責されることをいう。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 89 条関係 換価する財産の範囲</b></p> <p>一括換価</p> <p>(一括換価をすることができる場合)</p> <p>4 <u>同一の滞納者の所有に係る複数の財産について、次のいずれにも該当するとき</u>は、当該財産を一括して換価することができる(昭和 49・1・17 東京高決参照)。ただし、下記(4)の要件に該当しなくても、当該複数の財産が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の財産の搬出等に多額の費用を要するとき(例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産)には、一括して換価することとして差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>差押財産が不動産である場合は、それぞれの財産が客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められること。差押財産が不動産以外である場合は、それぞれの財産が同種又は相互に関連性があること。</u></p> <p>(2) 一括換価をすることにより高価有利に売却できること。</p> <p>(3) <u>滞納者を異にする場合は、それぞれの滞納者の国税について配当があること。</u></p> <p>(4) 一括換価をすることを不当とする事由（例えば、<u>権利関係が複雑で担保権者等に対する配当に支障を来すおそれがあること。</u>）がないこと。</p> <p>(5) 売却決定が同一の日であること。</p> <p>(注) <u>共有に係る差押財産を一括換価する場合は、差押財産の共有者の全員が滞納している場合に限ることに留意する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(滞納者)</u></p> <p>4-2 <u>法第 89 条第 3 項の「滞納者」には、連帯納付の義務又は責任を負っている者、譲渡担保権者、第二次納税義務者、保証人及び物上保証人も含まれる（法第 2 条第 6 号、第 9 号。第 2 条関係 10、11 参照）。</u></p> <p><u>なお、譲渡担保権者、第二次納税義務者及び保証人の財産については、法第 24 条第 3 項若しくは第 32 条第 4 項又は通則法第 52 条第 5 項の規定により換価が制限されてい</u></p>	<p>(1) <u>財産が、客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められること。</u></p> <p>(2) 一括換価をすることにより高価有利に売却できること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 一括換価することを不当とする事由（例えば、担保権者に対する配当に支障を来すこと。）がないこと。</p> <p>(4) 売却決定が同一の日であること。</p> <p>(注) <u>上記の同一の滞納者の所有に係る複数の財産には、相互に連帯納付責任のある者がそれぞれ土地及びその土地の上の建物を別個に所有している場合並びに一方連帯納付責任の場合において、滞納者と連帯納付責任者がそれぞれ土地及びその土地の上の建物を別個に所有している場合等を含むことに留意する。</u></p> <p><u>(共有に係る不動産の一括換価)</u></p> <p>5 <u>共有に係る不動産については、その共有者の全員が滞納しており、かつ、各滞納者について国税への配当がある場合に限り、当該不動産を一括して換価することができる（第 129 条関係 16 参照）。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="174 272 1099 400"><u>るが、主たる納税者の財産を換価に付す前であっても、主たる納税者の財産が換価することができる唯一の財産である場合は、当該財産と一括換価することとして差し支えない。</u></p> <p data-bbox="461 512 786 539">第 98 条関係 見積価額の決定</p> <p data-bbox="147 611 315 636">見積価額の意義</p> <p data-bbox="154 708 1099 879">1 法第 98 条第 1 項の「見積価額」は、著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額により売却するための売却価額の最低額を保障する機能を有するものであって（法第 104 条第 1 項参照）、<u>差押財産の公売又は随意契約による売却に当たって</u>税務署長が決定する。</p> <p data-bbox="188 1190 264 1216"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="188 1334 264 1359"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1435 512 1760 539">第 98 条関係 見積価額の決定</p> <p data-bbox="1126 611 1294 636">見積価額の決定</p> <p data-bbox="1160 660 1368 686"><u>(見積価額の意義)</u></p> <p data-bbox="1133 708 2078 1123">1 法第 98 条の「見積価額」は、著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額による売却を保障するため、<u>公売財産の売却価額の最低額としての機能を有するものであって（法第 104 条第 1 項参照）、財産の公売に当たって税務署長が決定する。この場合において、見積価額は、まず公売財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下第 98 条関係において「基準価額」という。）を求めた上で、公売の特殊性を考慮した減価（以下第 98 条関係において「公売特殊性減価」という。）をその基準価額から控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する（第 95 条関係 17(5)参照）。</u></p> <p data-bbox="1171 1147 1480 1173"><u>なお、次のことに留意する。</u></p> <p data-bbox="1155 1195 2078 1315">(1) <u>上記の「基準価額」は、公売財産を直ちに売却する場合に想定される現在価値であって、その財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価（以下「市場性減価」という。）を適切に反映させたものとする。</u></p> <p data-bbox="1155 1337 2078 1410">(2) <u>上記の「公売特殊性減価」は、公売には通常の売買と異なることによる特有の不利な要因として、次に掲げるような公売の特殊性があることから、基準価額のおお</u></p>

改正後	改正前
<p><b>公売財産の評価</b></p> <p><u>2 公売財産の評価は、財産の所在する場所の環境、種類、規模、構造等、その財産の特性に応じ、「取引事例比較法」、「収益還元法」、「原価法」その他の評価方法を適切に用いるとともに、次に掲げる事項に留意して行う（法第98条第1項前段参照）。</u></p> <p>(1) <u>公売財産について</u>、例えば、不動産の地目、地積、種類、構造、床面積等について現況と登記簿上の表示が異なる場合であっても、現況のまま行うこと。この場合において、公売によって消滅又は新たに成立する権利があるとき（法第125条、第127条等参照）は、これを適切に考慮すること。</p> <p>(2) <u>公売財産の市場性、収益性、費用性</u>その他の公売財産の価格を形成する要因を適</p>	<p><u>むね 30%程度の範囲内で減価を行うこと（平成5.8.31 東京地判、平成6.2.28 東京地判、平成9.7.11 東京高決、平成10.2.16 東京高判参照）。</u></p> <p><u>イ 公売財産は、滞納処分のために強制的に売却されるため、いわば因縁付財産であり、買受希望者にとって心理的な抵抗感があること。</u></p> <p><u>ロ 公売財産の買受人は、瑕疵担保責任（民法第570条）を追及することができず、また、原則として買受け後の解約、返品、取替えをすることができない上、その財産の品質、機能等について買受け後の保証がなく、税務署長は公売した不動産について引渡義務を負わないほか、公売手続に違法があった場合は一方的に売却決定が取り消されること。</u></p> <p><u>ハ 公売の日時及び場所等の条件が一方的に決定され、買受希望者は原則として建物についてその内部を事前に確認することができないなど公売財産に関する情報は限定され、公売の開始から買受代金の納付に至るまでの買受手続が通常の売買に比べて煩雑であり、また、買受代金は、その全額を短期間に納付する必要があること。</u></p> <p><u>（公売財産の評価）</u></p> <p><u>1－2 公売財産の評価に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>公売財産の評価に当たっては</u>、例えば、不動産の地目、地積、種類、構造、床面積等について現況と登記簿上の表示が異なる場合であっても、現況のまま行うこと。この場合において、公売によって消滅又は新たに成立する権利があるとき（法第125条、第127条等参照）は、これを適切に考慮して行うこと。</p> <p>(2) <u>公売財産の評価は、市場性、費用性、収益性</u>その他の公売財産の価格を形成する</p>

改正後	改正前
<p>切に考慮し、その財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下第98条関係において「基準価額」という。）を求めること。</p> <p><u>(注) 上記の「基準価額」は、公売財産を直ちに売却する場合に想定される現在価値であって、その財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価（以下「市場性減価」という。）を適切に反映させることに留意する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(注) 「取引事例比較法」、「収益還元法」及び「原価法」は、不動産評価の重要な指針となっている国土交通省の「不動産鑑定評価基準」（平成14年7月3日全部改正）に定められている評価方式である。</u></p> <p><b>見積価額の決定</b></p> <p><u>3 公売財産の見積価額は、その財産の評価額に基づき税務署長が決定する。この場合においては、差押財産を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない（法第98条第1項後段参照）。</u></p> <p><u>(1) 見積価額は、差押財産の基準価額から公売の特殊性を考慮した減価（以下第98条関係において「公売特殊性減価」という。）を控除して決定すること。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定すること（第95条関係17(5)参照）。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)の「公売特殊性減価」は、公売には通常の売買と異なることによる特有の不利な要因として、次に掲げるような公売の特殊性があることから、基準価額のおおむね30%程度の範囲内で減価を行うこと（平成5.8.31東京地判、平成6.2.28東京地判、平成9.7.11東京高決、平成10.2.16東京高判参照）。</u></p> <p><u>イ 公売財産は、滞納処分のために強制的に売却されるため、いわば因縁付財産で</u></p>	<p>要因を適切に考慮して行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 公売財産の評価は、公売によって滞納者の財産を強制的に売却するための評価であることを考慮して行うこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>あり、買受希望者にとって心理的な抵抗感があること。</u></p> <p>ロ <u>公売財産の買受人は、瑕疵担保責任（民法第 570 条）を追究することができず、また、原則として買受け後の解約、返品、取替えをすることができない上、その財産の品質、機能等について買受け後の保証がなく、税務署長は公売した不動産について引渡義務を負わないほか、公売手続に違法があった場合は一方的に売却決定が取り消されること。</u></p> <p>ハ <u>公売の日時及び場所等の条件が一方的に決定され、買受希望者は原則として建物についてその内部を事前に確認することができないなど公売財産に関する情報は限定され、公売の開始から買受代金の納付に至るまでの買受手続が通常の売買に比べて煩雑であり、また、買受代金は、その全額を短期間に納付する必要があること。</u></p> <p>(3) <u>見積価額の決定及び変更に当たっては、鑑定人による鑑定評価額、公売財産の精通者の意見等を参考とすることができる（法第 98 条第 2 項参照）。</u></p> <p>鑑定人による評価</p> <p>（必要と認めるとき）</p> <p>4 法第 98 条第 2 項の「必要と認めるとき」とは、公売財産が不動産、船舶、鉱業権、骨とう品、貴金属、特殊機械等である場合において、その価額が高価又は評価困難と認められるとき、公売財産の見積価額について紛争を生ずるおそれがあると認められるとき等、税務署長が鑑定人に評価させ、又は精通者の意見等を聴くことが適当であると認めるときをいう。</p> <p>（鑑定人に対する評価の委託）</p> <p>5 法第 98 条第 2 項の規定に基づき鑑定人に公売財産の評価を委託する場合には、市場</p>	<p>鑑定人による評価</p> <p>（必要と認めるとき）</p> <p>2 法第 98 条の「必要と認めるとき」とは、公売財産が不動産、船舶、鉱業権、骨とう品、貴金属、特殊機械等である場合において、その価額が高価又は評価困難と認められるとき、公売財産の見積価額について紛争を生ずるおそれがあると認められるとき等税務署長が鑑定人に評価させることが適当であると認めるときをいう。</p> <p>（鑑定人に対する評価の委託）</p> <p>2-2 法 98 条の規定に基づき鑑定人に公売財産の評価を委託する場合には、市場性減</p>

改正後	改正前
<p>性減価を適切に反映させた基準価額を求めることに留意する。</p> <p>(鑑定人の評価と見積価額の決定との関係)</p> <p>6 法第 98 条第 2 項の「その評価額を参考とすることができる」とは、単純に、鑑定人の評価額をもって見積価額とすることなく、税務署長が、その評価額を参考として見積価額を決定することをいう。</p> <p style="text-align: center;">第 100 条関係 公売保証金</p> <p>(保証銀行等)</p> <p>5 法第 100 条第 1 項第 2 号の「保証銀行等」とは、銀行法第 2 条《定義等》の銀行のほか、<u>入札等をしようとする者（以下「入札者等」という。）</u>に係る公売保証金に相当する現金を納付するための資力が十分であると税務署長が認める者をいう（執行規則第 40 条第 1 項第 4 号、第 10 条参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 106 条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p> <p>入札又は競り売りの終了の告知</p> <p>(氏名及び価額の告知)</p> <p>1 最高価申込者等を決定したときは、直ちにその氏名及び入札等の価額を、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により告知しなければならない。ただし、複数落</p>	<p>価を適切に反映させた基準価額を求めることに留意する。</p> <p>(鑑定人の評価と見積価額の決定との関係)</p> <p>3 法第 98 条の「その評価額を参考とすることができる」とは、単純に、鑑定人の評価額をもって見積価額とすることなく、税務署長が、その評価額を参考として見積価額を決定することをいう。</p> <p style="text-align: center;">第 100 条関係 公売保証金</p> <p>(保証銀行等)</p> <p>5 法第 100 条第 1 項第 2 号の「保証銀行等」とは、銀行法第 2 条《定義等》の銀行のほか、<u>入札者等（公売財産の入札又は競り売りに係る買受申込み（以下「入札等」という。）をしようとする者をいう。以下同じ。）</u>に係る公売保証金に相当する現金を納付するための資力が十分であると税務署長が認める者をいう（執行規則第 40 条第 1 項第 4 号、第 10 条参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 106 条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p> <p>入札又は競り売りの終了の告知</p> <p>(氏名及び価額の告知)</p> <p>1 <u>最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）</u>を決定したときは、直ちにその氏名及び入札等の価額を、口頭、掲示又はインターネットを利用す</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="174 272 1099 347">札入札制による場合には、最高価申込者のすべての氏名並びにその数量及び単価を告知しなければならない（法第 106 条第 1 項）。</p> <p data-bbox="501 512 745 539" style="text-align: center;"><b>第 107 条関係 再公売</b></p> <p data-bbox="190 611 383 636" style="text-align: center;">（見積価額の変更）</p> <p data-bbox="152 659 1099 831">1－2 法第 107 条第 2 項の「見積価額の変更」は、直前の見積価額の決定時点から公売財産の価格を形成する要因に変化があると認められる場合、新たな要因が後に判明した場合等、その直前の見積価額により公売することが適当でないと認められる場合に行うものとする。</p> <p data-bbox="174 852 1099 1070">なお、公売に付しても入札者等がない事実は、その公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、<u>再公売を行う場合には、公売に付しても入札者等がなかったことによる市場性減価を直前の基準価額から適切に減価して見積価額を変更するものとする。この場合の市場性減価は、直前の基準価額のおおむね 30%程度 の範囲内とする。</u></p> <p data-bbox="427 1190 815 1216" style="text-align: center;"><b>第 109 条関係 随意契約による売却</b></p> <p data-bbox="190 1287 477 1313" style="text-align: center;">（見積価額を決定する場合）</p> <p data-bbox="152 1335 1099 1410">9 随意契約により売却する財産については、次に掲げる場合を除き、その財産の見積価額を決定しなければならない（法第 109 条第 2 項前段、第 98 条第 1 項）。この場合にお</p>	<p data-bbox="1149 272 2074 395">る方法等により告知しなければならない。ただし、複数落札入札制による場合には、最高価申込者のすべての氏名並びにその数量及び単価を告知しなければならない（法第 106 条第 1 項）。</p> <p data-bbox="1473 512 1718 539" style="text-align: center;"><b>第 107 条関係 再公売</b></p> <p data-bbox="1167 611 1359 636" style="text-align: center;">（見積価額の変更）</p> <p data-bbox="1128 659 2076 831">1－2 法第 107 条第 2 項の「見積価額の変更」は、直前の見積価額の決定時点から公売財産の価格を形成する要因に変化があると認められる場合、新たな要因が後に判明した場合等、その直前の見積価額により公売することが適当でないと認められる場合に行うものとする。</p> <p data-bbox="1149 852 2074 975">なお、公売に付しても入札者等がない事実は、その公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、<u>必要があると認めるときは、市場性減価を見直して見積価額の変更を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1402 1190 1789 1216" style="text-align: center;"><b>第 109 条関係 随意契約による売却</b></p> <p data-bbox="1167 1287 1453 1313" style="text-align: center;">（見積価額を決定する場合）</p> <p data-bbox="1128 1335 2076 1410">9 随意契約により売却する財産については、次に掲げる場合を除き、その財産の見積価額を決定しなければならない（法第 109 条第 2 項前段、第 98 条）。この場合において、</p>

改正後	改正前
<p>いて、売却する価額は、見積価額以上の金額でなければならない（法第 104 条参照）。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p>	<p>売却する価額は、見積価額以上の金額でなければならない（法第 104 条参照）。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 128 条関係 配当すべき金銭</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 128 条関係 配当すべき金銭</b></p>
<p><b>差押財産の売却代金</b></p> <p>1 法第 128 条第 1 項第 1 号の「差押財産の売却代金」とは、法第 89 条《換価する財産の範囲等》の規定により公売に付し、又は随意契約により売却（国による買入れを含む。）した差押財産の売却代金をいう。</p> <p>なお、土地収用法第 96 条第 1 項《差押えがある場合の補償金の払渡し》の規定に基づき払渡しを受けた金銭は、上記の売却代金に含まれることに留意する（同法第 96 条第 2 項参照）。</p>	<p><b>差押財産の売却代金</b></p> <p>1 法第 128 条第 1 号の「差押財産の売却代金」とは、法第 89 条《換価する財産の範囲》の規定により公売に付し、又は随意契約により売却（国による買入れを含む。）した差押財産の売却代金をいう。</p> <p>なお、土地収用法第 96 条第 1 項《差押えがある場合の補償金の払渡し》の規定に基づき払渡しを受けた金銭は、上記の売却代金に含まれることに留意する（同法第 96 条第 2 項参照）。</p>
<p><b>給付を受けた金銭</b></p> <p>（有価証券）</p> <p>2 法第 128 条第 1 項第 2 号の「有価証券」とは、有価証券のうち、法第 57 条第 1 項《有価証券に係る債権の取立て》の規定により金銭債権の取立てをしたものをいう。</p> <p>（債権）</p> <p>3 法第 128 条第 1 項第 2 号の「債権」とは、法第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取立てをした債権のうち、金銭債権をいう。</p> <p>（無体財産権等）</p>	<p><b>給付を受けた金銭</b></p> <p>（有価証券）</p> <p>2 法第 128 条第 2 号の「有価証券」とは、有価証券のうち、法第 57 条第 1 項《有価証券に係る債権の取立て》の規定により金銭債権の取立てをしたものをいう。</p> <p>（債権）</p> <p>3 法第 128 条第 2 号の「債権」とは、法第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取立てをした債権のうち、金銭債権をいう。</p> <p>（無体財産権等）</p>

改正後	改正前
<p>4 法第 128 条第 1 項第 2 号の「無体財産権等」とは、無体財産権等で、法第 73 条第 5 項又は第 73 条の 2 第 4 項《債権に関する規定の準用》において準用する第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取立てをしたもののうち、金銭債権に係るものをいう。</p> <p>(保険金、持分の払戻金等)</p> <p>5 法第 128 条第 1 項第 2 号の「金銭」には、法第 53 条第 1 項《保険に付されている財産に対する差押えの効力》の規定の適用を受ける差押えに基づき給付を受けた金銭及び同法第 74 条第 1 項《差し押さえた持分の払戻し等の請求》の規定に基づき給付を受けた金銭が含まれるものとする。</p> <p><b>交付要求により交付を受けた金銭</b></p> <p>6 法第 128 条第 1 項第 4 号の「交付要求により交付を受けた金銭」には、国税につき担保を徴した財産が強制換価手続により換価され交付を受けた金銭及び法第 22 条第 3 項《担保権の代位実行》の規定により税務署長が担保権者に代位実行することによって交付を受けた金銭が含まれるものとする。</p> <p><b>一括換価した場合の売却代金の額</b></p> <p>7 <u>法第 128 条第 2 項の「各差押財産ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるとき」とは、一括換価した差押財産の所有者を異にする場合や所有者が同一であっても差押財産の権利関係が異なる場合など、差押財産ごとに配当を行う必要がある場合をいう。</u></p>	<p>4 法第 128 条第 2 号の「無体財産権等」とは、無体財産権等で、法第 73 条第 5 項又は第 73 条の 2 第 4 項《債権に関する規定の準用》において準用する第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取立てをしたもののうち、金銭債権に係るものをいう。</p> <p>(保険金、持分の払戻金等)</p> <p>5 法第 128 条第 2 号の「金銭」には、法第 53 条第 1 項《保険に付されている財産に対する差押えの効力》の規定の適用を受ける差押えに基づき給付を受けた金銭及び同法第 74 条第 1 項《差し押さえた持分の払戻し等の請求》の規定に基づき給付を受けた金銭が含まれるものとする。</p> <p><b>交付要求により交付を受けた金銭</b></p> <p>6 法第 128 条第 4 号の「交付要求により交付を受けた金銭」には、国税につき担保を徴した財産が強制換価手続により換価され交付を受けた金銭及び法第 22 条第 3 項《担保権の代位実行》の規定により税務署長が担保権者に代位実行することによって交付を受けた金銭が含まれるものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行</p> <p>滞納処分の引継ぎ (引継ぎの意義)</p> <p>1 <u>滞納処分の引継ぎの意義は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>法第 182 条第 2 項の「滞納処分の引継ぎ」とは、税務署長又は国税局長が、差し押さえるべき財産又は差し押さえた財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）において、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に対して、滞納処分をすることができる権限を引き継ぐことをいう。</u></p> <p>(2) <u>法第 182 条第 3 項の「滞納処分の引継ぎ」とは、税務署長が、差押財産を換価に付するため必要があると認めるときに、その財産の所在地にかかわらず、他の税務署長又は国税局長に対して、換価処分をすることができる権限を引き継ぐことをいう。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(引き継ぐ権限の範囲)</u></p> <p>1－2 <u>滞納処分の引継ぎにより引き継ぐ権限の範囲は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>法第 182 条第 2 項の「滞納処分の引継ぎ」により引き継がれる権限の範囲は、滞納処分（法第 5 章の規定による財産の差押え、交付要求、換価、換価代金等の配当、</u></p>	<p style="text-align: center;">第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行</p> <p>滞納処分の引継ぎ (引継ぎの意義及び範囲)</p> <p>1 法第 182 条第 2 項の「滞納処分の引継ぎ」とは、税務署長又は国税局長が、差し押さえるべき財産又は差し押さえた財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）において、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に対して、滞納処分（<u>法第 5 章の規定による財産の差押え、交付要求、換価、換価代金等の配当、供託、交付要求により交付を受ける金銭の受領等</u>）をすることができる権限を引き継ぐことをいう。<u>したがって、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、延滞税の免除等</u>をすることができる権限は、<u>引き継ぐことができない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(注) <u>税務署長からその所轄の国税局長及び他の税務署長に対する徴収の引継ぎについては、通則法第 43 条第 3 項及び第 4 項《徴収の引継ぎ》の規定がある。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>供託、交付要求により交付を受ける金銭の受領等)をすることができる権限である。</u>  <u>したがって、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、延滞税の免除等をする</u>  <u>ことができる権限は、引き継ぐことができない。</u></p> <p><u>(2) 法第 182 条第 3 項の「滞納処分の引継ぎ」により引き継がれる権限の範囲は、差</u>  <u>押財産の換価をすることができる権限（差押財産の評価、換価、換価代金等の配当</u>  <u>及び充当）である。</u></p> <p><u>(注) 税務署長からその所轄の国税局長及び他の税務署長に対する徴収の引継ぎにつ</u>  <u>いては、通則法第 43 条第 3 項及び第 4 項《徴収の引継ぎ》の規定がある。</u></p> <p><b>(引継ぎの態様)</b></p> <p>2 滞納処分の引継ぎの態様は、次のとおりである。</p> <p>なお、滞納処分の引受庁から更に他の税務署長又は国税局長への滞納処分の引継ぎは できない。</p> <p><u>(1) 法第 182 条第 2 項による引継ぎ</u></p> <p>イ 税務署長から他の税務署長への引継ぎ  ロ 税務署長からその税務署を所轄する国税局長への引継ぎ  ハ 税務署長からその税務署を所轄する国税局長以外の国税局長への引継ぎ  ニ 国税局長から他の国税局長への引継ぎ  ホ 国税局長から他の国税局管内の税務署長への引継ぎ  ヘ 国税局長からその管轄区域内の地域を所轄する税務署長への引継ぎ</p> <p><u>(2) 法第 182 条第 3 項による引継ぎ</u></p> <p>イ 税務署長から他の税務署長への引継ぎ  ロ 税務署長からその税務署を所轄する国税局長への引継ぎ  ハ 税務署長からその税務署を所轄する国税局長以外の国税局長への引継ぎ</p>	<p><b>(引継ぎの態様)</b></p> <p>2 滞納処分の引継ぎの態様は、次のとおりである。</p> <p>なお、滞納処分の引受庁から更に他の税務署長又は国税局長への滞納処分の引継ぎは できない。</p> <p><u>(1) 税務署長から他の税務署長への引継ぎ</u>  <u>(2) 税務署長からその税務署を所轄する国税局長への引継ぎ</u>  <u>(3) 税務署長からその税務署を所轄する国税局長以外の国税局長への引継ぎ</u>  <u>(4) 国税局長から他の国税局長への引継ぎ</u>  <u>(5) 国税局長から他の国税局管内の税務署長への引継ぎ</u>  <u>(6) 国税局長からその管轄区域内の地域を所轄する税務署長への引継ぎ</u>  (新設)</p>

改正後	改正前
<p>(納税者への通知)</p> <p>3 滞納処分の引継ぎがあった場合には、引受庁は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする (法第 182 条第 4 項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 183 条関係 税関長による滞納処分の執行</p> <p>税関長からの滞納処分の引継ぎ</p> <p>(納税者への通知)</p> <p>2 法第 183 条第 3 項の規定による滞納処分の引継ぎを受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする (法第 183 条第 5 項、第 182 条第 4 項、第 182 条関係 3 参照)。</p>	<p>(納税者への通知)</p> <p>3 滞納処分の引継ぎがあった場合には、引受庁は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする (法第 182 条第 3 項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 183 条関係 税関長による滞納処分の執行</p> <p>税関長からの滞納処分の引継ぎ</p> <p>(納税者への通知)</p> <p>2 法第 183 条第 3 項の規定による滞納処分の引継ぎを受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする (法第 183 条第 4 項、第 182 条第 3 項、第 182 条関係 3 参照)。</p>